

## PRTR平成25年度(2013)データ公表

### 「平成25年度PRTRデータの概要 －化学物質の排出量・移動量の集計結果－」について

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」に基づき導入された「化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)」により、人の健康や動植物に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、毎年度、対象事業者には、対象化学物質の環境に排出される量(排出量)及び廃棄物等に含まれて事業所の外に移動する量(移動量)の届出が義務付けられており、国は届出の集計結果及び推計を行った届出対象外の排出量の集計結果を併せて公表することとされています。

なお、化管法は、平成20年11月に対象物質の見直し(従来の354物質に代えて、新たに462物質を指定)及び対象業種への「医療業」の追加を内容とする化管法施行令の改正を行いました。平成25年度排出量等の届出を行った全国の35,974事業所からの化学物質の排出量・移動量について全国・全物質で集計したところ、排出量が160千トン、移動量が215千トン、排出量と移動量の合計では376千トンでした。

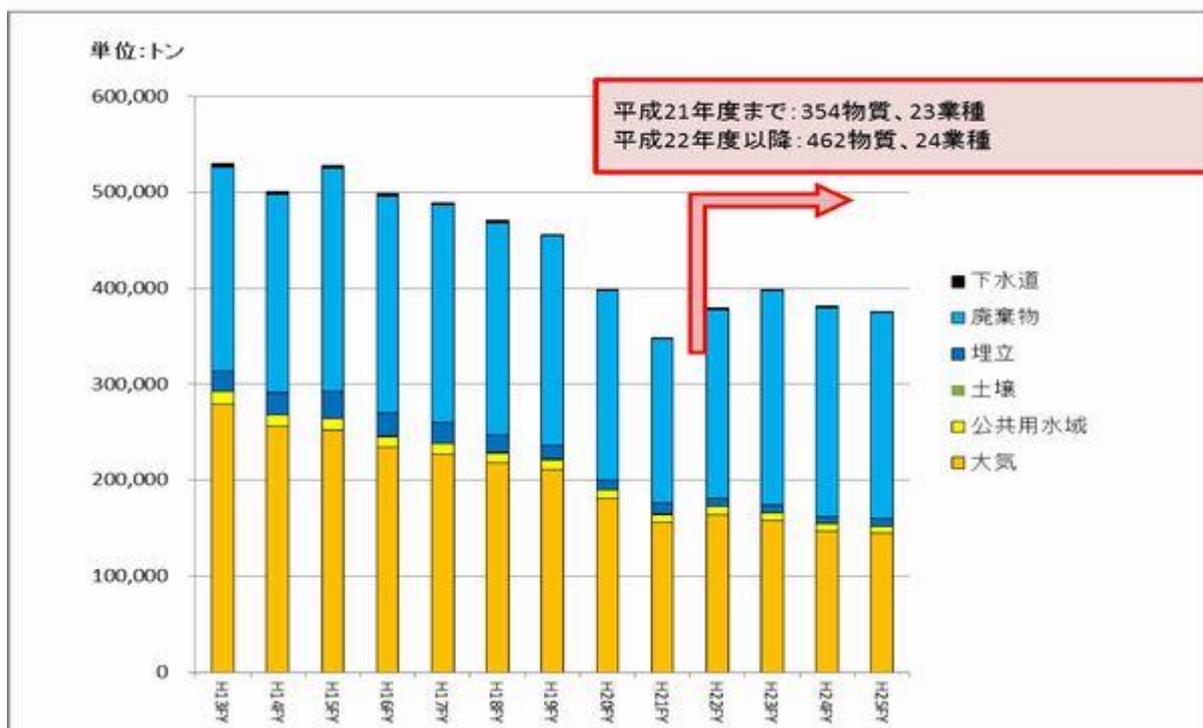
また、国が推計を行った届出対象外の排出量(対象業種からの届出外排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量)については、全国の合計で241千トンでした。

経済産業省及び環境省は、共同で、法施行後13回目となる集計結果の公表を行うとともに、その概要を冊子「平成25年度PRTRデータの概要－化学物質の排出量・移動量の集計結果－」にまとめました。

#### 平成25年度PRTRデータの概要

届出のあった全国の35,974事業所の平成25年度の排出量・移動量について集計したところ、排出量は160千トン(対前年度比▲1.5%)、移動量は215千トン(対前年度比▲2.9%)、排出量と移動量の合計では376千トン(対前年度比▲2.3%)となりました。

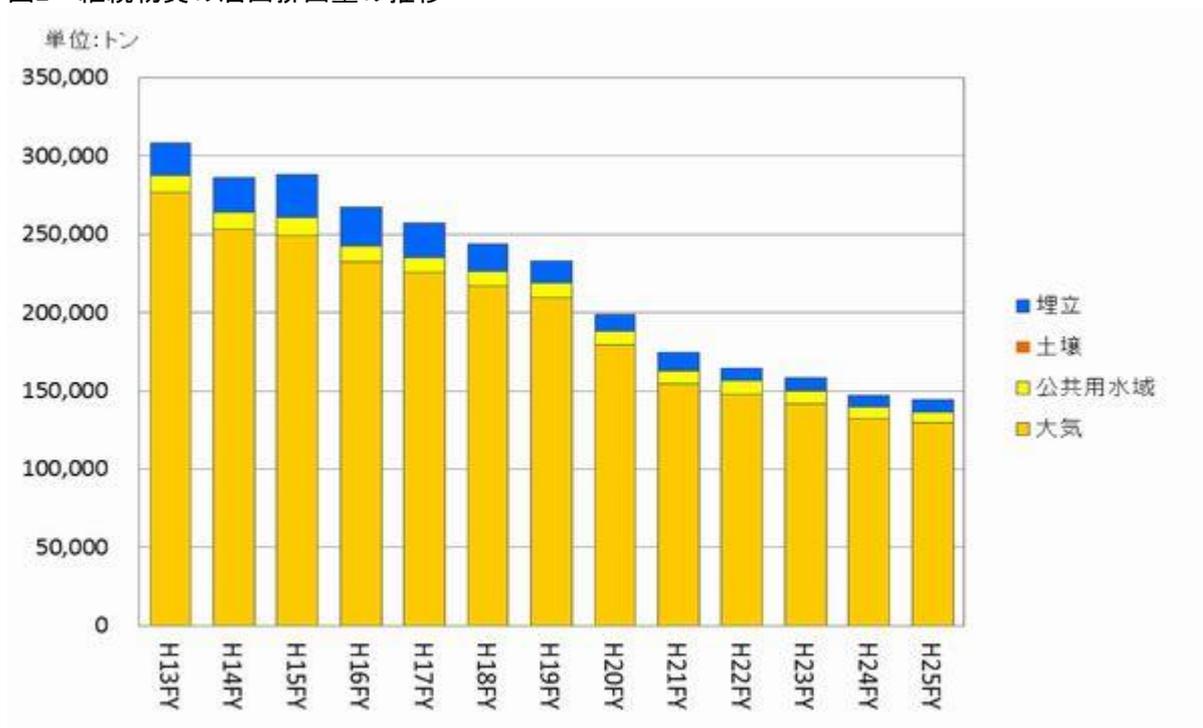
図1 届出排出量・移動量の推移



また、政令改正前後における継続物質※の排出量は144千トン(対前年度比▲1.9%)となり、引き続き減少傾向となりました。

※継続物質：物質見直しの前後で継続して届出対象物質として指定されている276物質。

図2 継続物質の届出排出量の推移



## 1. 届出事業所数

全国の届出事業所数は、以下の通りでした。

平成 23 年度の全業種の届出事業所数は 36,638 事業所で、印刷業、プラスチック製品製造業は 355 事業所と 1,108 事業所となった。

表 1 出版・印刷業及びプラスチック製品製造業届出事業所数

	全体	出版・印刷	プラスチック製品製造業
25年度	35,974 事業所	330 事業所	1,086 事業所
24年度	36,504 事業所	344 事業所	1,097 事業所
23年度	36,638 事業所	355 事業所	1,108 事業所
22年度	36,491 事業所	363 事業所	1,094 事業所
21年度	38,141 事業所	370 事業所	1,068 事業所
20年度	39,472 事業所	389 事業所	1,093 事業所
19年度	40,845 事業所	400 事業所	1,112 事業所
18年度	40,980 事業所	396 事業所	1,028 事業所
17年度	40,823 事業所	395 事業所	1,033 事業所
16年度	40,341 事業所	367 事業所	948 事業所
15年度	41,079 事業所	363 事業所	944 事業所
14年度	34,497 事業所	300 事業所	828 事業所
13年度	34,820 事業所	317 事業所	848 事業所

## 2. 業種別の届出排出量

製造業・非製造業をあわせた全46業種における届出排出量の合計は160千トンです。

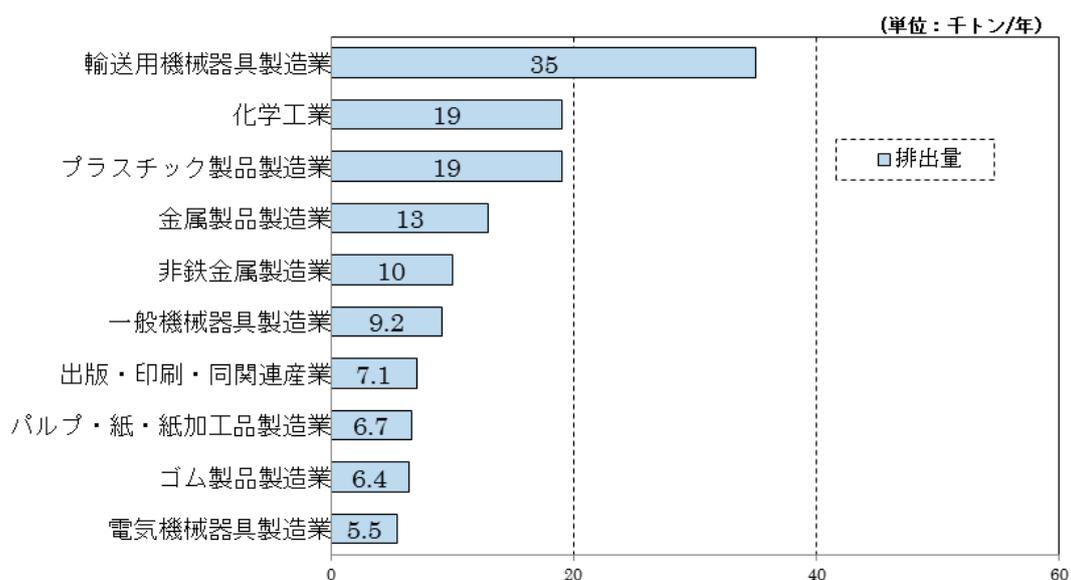
また、届出排出量の多い上位10業種の合計は132千トンで、総届出排出量の82%に当たります。

上位10業種は、以下のとおりです。

- ① 輸送用機械器具製造業 : 35千トン (構成比 22%)
- ② 化学工業 : 19千トン ( " 12%)
- ③ プラスチック製品製造業 : 19千トン ( " 12%)
- ④ 金属製品製造業 : 13千トン ( " 8.3%)
- ⑤ 非鉄金属製造業 : 10千トン ( " 6.3%)
- ⑥ 一般機械器具製造業 : 9.2千トン ( " 5.7%)
- ⑦ 出版・印刷・同関連産業 : 7.1千トン ( " 4.5%)
- ⑧ パルプ・紙・紙加工品製造業 : 6.7千トン ( " 4.2%)
- ⑨ ゴム製品製造業 : 6.4千トン ( " 4.0%)
- ⑩ 電気機械器具製造業 : 5.5千トン ( " 3.4%)

※括弧内は、総届出排出量の合計に対する構成比を示す。

図3 届出排出量上位10業種とその量



### 3. 大気への届出排出量上位10物質

(10物質合計132千トン、大気への総届出排出量比率91%)

大気への届出排出量の上位10物質は、トルエン (54千トン)、キシレン (28千トン)、エチルベンゼン (14千トン)、塩化メチレン (11千トン)、ノルマルーヘキサン (10千トン)、二硫化炭素 (3.9千トン)、トリクロロエチレン (3.0千トン)、1, 2, 4-トリメチルベンゼン (2.6千トン)、N, N-ジメチルホルムアミド (2.4千トン)、スチレン (2.3千トン) の順です。

表2 対象化学物質の大気への届出排出量上位10物質

対象化学物質		大気への届出排出量合計 (トン/年)	大気への届出排出量割合 (%)
物質番号	物質名		
300	トルエン	54,092	37.3
80	キシレン	28,374	19.6
53	エチルベンゼン	14,035	9.7
186	塩化メチレン	10,916	7.5
392	ノルマルーヘキサン	10,407	7.2
318	二硫化炭素	3,898	2.7
281	トリクロロエチレン	3,037	2.1
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	2,624	1.8
232	N, N-ジメチルホルムアミド	2,449	1.7
240	スチレン	2,252	1.6
上位10物質の合計		132,084	91.2
合計		144,873	100.0

#### 4. 出版・印刷・同関連産業のトルエンの大気排出量

届出排出量・移動量の上位物質は、トルエン（当該業種内比率92%）、ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（同1.8%）、キシレン（同1.5%）の順で、これら3物質の届出排出量・移動量の合計は9.2千トンです。この値は、この業種の届出排出量・移動量全体の96%に当たり、排出量と移動量の比率は、排出量が76%、移動量が24%です。

トルエンは主にグラビア印刷のインキの溶剤等に使用されています。

表3 出版・印刷・同関連産業のトルエン排出量

	排出量（トン）	前年比（トン）	対前年減少率	指数
25年度	6,906	△ 79	△ 1%	29.1
24年度	6,985	△ 765	△ 9%	29.4
23年度	7,750	△ 863	△ 10%	32.6
22年度	8,613	△2,462	△ 22%	36.3
21年度	11,075	△1,796	△ 14%	46.6
20年度	12,871	△1,932	△ 13%	54.2
19年度	14,803	+1,616	+ 12%	62.3
18年度	13,187	+ 131	+ 1%	55.5
17年度	13,056	△1,392	△ 9%	55.0
16年度	14,448	△2,732	△ 16%	60.6
15年度	17,180	△3,292	△ 16%	72.4
14年度	20,472	△3,268	△ 14%	86.2
13年度	23,740	—	—	100.0

#### 5. トルエン

トルエンの届出排出量・移動量の合計は89千トン（総届出排出量・移動量の24%）で、このうち届出排出量の合計は54千トン（総届出排出量の34%）を占め、そのほぼ100%が大気への排出となっています。大気への排出量は、全物質合計の大気への排出量の37%に相当します。届出移動量の合計は35千トン（総届出移動量の16%）です。

トルエンの届出排出量・移動量の上位10業種は、化学工業（25千トン）、プラスチック製品製造業（16千トン）、輸送用機械器具製造業（10千トン）、出版・印刷・同関連産業（8.8千トン）、ゴム製品製造業（5.1千トン）、パルプ・紙・紙加工品製造業（4.9千トン）、金属製品製造業（4.0千トン）、一般機械器具製造業（3.1千トン）、電気機械器具製造業（2.9千トン）、窯業・土石製品製造業（2.2千トン）の順で、その合計は83千トンであり、トルエンの届出排出量・移動量の合計の93%に当たります。

これら上位10業種における届出排出量の届出排出量・移動量合計に対する割合は、化学工業が16%であるのに対し、他の9業種はいずれも65%以上で、排出量の割合が高くなっています。

表4 トルエンの届出排出量・移動量の上位業種

対象業種		届出排出量 (トン)	届出移動量 (トン)	届出排出量計 (トン)	業種別割合 (%)	届出排出量割合 (%)	届出移動量割合 (%)
業種	業種名						
2000	化学工業	4,040	21,285	25,325	28.3	16.0	84.0
2200	プラスチック製品製造業	11,394	4,879	16,273	18.2	70.0	30.0
3100	輸送用機械器具製造業	9,292	923	10,214	11.4	91.0	9.0
1900	出版・印刷・同関連産業	6,906	1,938	8,844	9.9	78.1	21.9
2300	ゴム製品製造業	4,650	455	5,105	5.7	91.1	8.9
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	3,421	1,504	4,925	5.5	69.5	30.5
2800	金属製品製造業	3,055	917	3,972	4.4	76.9	23.1
2900	一般機械器具製造業	2,702	409	3,111	3.5	86.9	13.1
3000	電気機械器具製造業	1,923	961	2,884	3.2	66.7	33.3
2500	窯業・土石製品製造業	1,747	441	2,188	2.4	79.8	20.2
上位10業種の合計		49,129	33,713	82,842	92.7	59.3	40.7
全業種の合計		54,131	35,262	89,393	100.0	60.6	39.4

## 6. 東日本大震災の影響

平成25年度の届出の状況としては、「特定被災区域」（全222市町村）※における届出事業所のうち、化管法施行令改正の前後で継続して届出対象物質として指定された物質（以下、「継続物質」という。）を届け出た事業所は4,624事業所で、震災前の平成21年度の5,073事業所より8.9%減少しました。また、同区域から届出のあった継続物質の排出・移動量は約39,046トン（排出量17,659トン、移動量21,387トン）で、平成21年度の排出・移動量約47,857トン（排出量24,110トン、移動量23,748トン）より18%減少しました。

また、排出・移動量把握対象年度（平成25年4月1日時点）に福島第一原子力発電所の周辺地域において、「警戒区域」、「計画的避難区域」、「特定避難勧奨地点」、「避難指示準備区域」、「居住制限区域」、「帰宅困難区域」、「居住区域制限区域」又は「避難指示解除準備区域」に指定されていた市町村は表23に示す全12市町村であり、これらの市町村からの継続物質の平成25年度届出事業所数は72事業所で、震災前の平成21年度の127事業所より43%減少しました。また、同12市町村からの継続物質の排出・移動量は約243トン（排出量163トン、移動量80トン）で、平成21年度の排出・移動量約1,497トン（排出量349トン、移動量1,149トン）より84%減少し、その多くが移動量の減少によるものでした。

※ 特定被災区域については、「平成22年度PRTRデータの概要」では平成23年度の届出時点で指定されていた214市町村を対象としましたが、「平成25年度PRTRデータの概要」では、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」の改正を受けて平成26年度の届出時点で指定されていた222市町村を対象としました。

【届出対象事業者は翌年の4月1日より6月30日までに届出書を提出して下さい】

環境省PRTRインフォメーション広場より抜粋

ホームページ <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/target.html>



## 対象事業者

### 対象となる事業者の要件

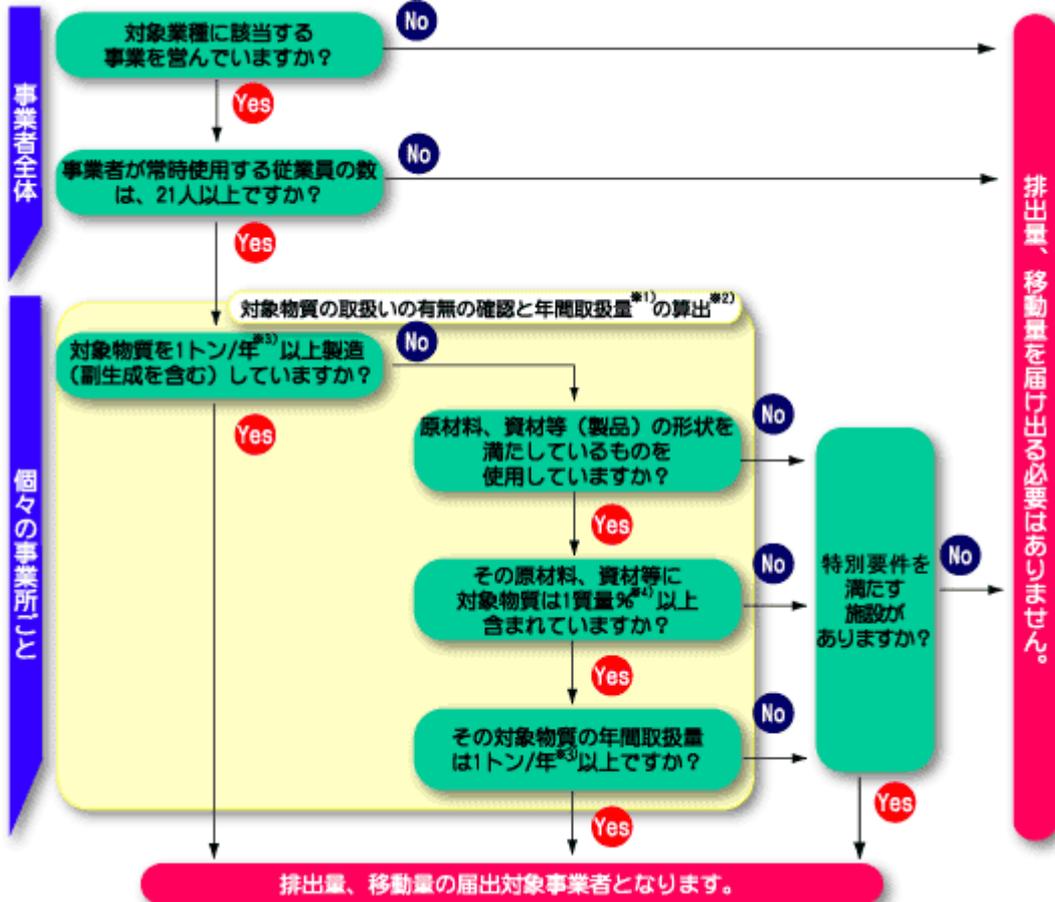
対象化学物質の排出量・移動量を届け出なければならない事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は、次の表の(1)と(2-1)を満たす事業者、または(1)と(2-2)を満たす事業者です。

### 届出対象事業者の判定時のチェック項目

(1)事業者の業種、常時使用する従業員の数			
1)	業種	出版・印刷・同関連産業、 プラチック製品製造業等 24業種	
2)	常時使用する従業員の数	21人以上	
(2-1)事業所ごとの対象物質の年間取扱量			
	対象物質の種類	第一種指定化学物質 トルエン等 462物質	
3)	使用する原材料、資材等の形状	事業所で取り扱う製品（取扱原材料、資材等）	
4)	使用する原材料、資材等に 含まれる対象物質の含有率	0.1質量% 以上	1質量% 以上
5)	対象物質の年間取扱量	0.5トン/年 以上	1トン/年 以上
(2-2)事業所ごとの特別要件施設			
6)	特別要件の施設	「特別要件施設」に示す施設を有する	

## 対象事業者判別フロー

具体的には下のフロー図に従って排出量・移動量の届出の必要があるか判断して下さい。



※ (注) P R T R制度の届出対象となる事業者が届出をしなかったり、または虚偽の届出をした場合には、罰則として20万円以下の過料が課されます。

(文責：全グラ事務局)